

律令国家成立期における鞠智城——「繕治」と列島南部の関係を中心に——

菊池 達也

はじめに

日本列島の西方部に位置する西海道は、律令国家成立期、大陸に近接する一方で、いまだ国家の支配が十分に行き届いていない薩摩・大隅地方を含みこんでおり、国家から重要視されていた。そのおよそ中心付近にあたる、現在の熊本県山鹿市から菊池市にかけて位置する古代山城が、鞠智城である。その地理的条件から、鞠智城が支配の要衝として見なされていたことは言うまでもないであろう。この鞠智城は、築城時期こそはつきりしないものの、少なくとも史料上で一八一年もの長きにわたり存続した^(一)。したがって、その果たした役割も時期によつて幅広く多様に展開していたと考えられており（熊本県教育委員会二〇一〇）、今後は古代日本の歴史的展開の中で、どの時期に、どのような役割を一義的に担つていたかを明らかにしていく作業が求められていると思われる。

さてこの鞠智城については、これまでも様々な角度から研究が行われてきた^(二)。中でも注目されたのが、『続日本紀』文武天皇二年（六九八）五月甲申（二五日）条に見られる鞠智城の「繕治」（つくりなおす、修繕の意^(三)）記事である。なぜならば、これが史料上初めて鞠智城が登場する記事だからである。しかし、この「繕治」に関しては、いまだ論じ尽くされていない以下の二つの課題があると思われる。

一つ目は、「繕治」の目的である。これについては、当時律令制に組み込まれていなかつた列島南部^(四)に対する支配強化の時期と重なっていることから、その地域を支配・統治するために「繕治」が行われたという説がある（板楠二〇一二、鶴嶋二〇二一、岡田二〇一〇、濱田二〇一〇、甲元二〇〇六、西住一九九九）。しかしこの説は、いまだ共通認識になつてゐるわけではない^(五)。また、列島南部を専門的に扱う研究の中で、鞠智城を取り上げられることも管見の限りほとんどない（永山二〇〇九、山里一九九九、中村一九九三・一九七七）。ではなぜ、このように認識されているのだろうか。おそらくその要因は、穿った見方をすると、「繕治」と支配強化の時期が重なつてゐることが単なる偶然だったともとらえられかねない、論理的脆弱性にあると思われる。したがって、この説について、その必然性を改めて問い合わせると考えられる。

二つ目は、「繕治」の目的が列島南部の支配・統治のためと考えた場合に見られる、考古学的知見との矛盾である。後述するよう、これまでの発掘成果から、鞠智城は八世紀中頃に人的活動の量や建物の構成などに変化があつたことが明らかにされている（熊本県教育委員会二〇一二）。しかしながら一般的に、列島南部に対する鞠智城の歴史的役割は、九世紀に九州南部が完全に律令体制に組み込まれることで終えたと考えられている（甲元二〇〇六）。そのため、いまだその役割を終えていないにもかかわ

らず、なぜこうした変化が起こったのかという問題についても、明らかにしていく必要がある。

このように、鞠智城の「繕治」はこれまで注目されてきたが、解決すべき課題がある。そこで本稿では、この課題を克服するため、列島北部に対する政策も検討対象に加えたい。従来の研究では、「繕治」と列島南部の関係を検討する際、その周辺地域に対する政策しか見てこなかつたきらいがある。だが、周知の通り、

古代国家は列島南北に居住する人々を蝦夷・隼人・南島人とし、理念的に一括して「夷狄」として位置づけて支配を行おうとしていたため（石母田一九八九）、列島南北に対して共通の進出策を行うこともあつた。したがつて、こうした視点を取り入れることで、当時の国家的戦略の中で鞠智城の「繕治」をとらえ直すことができ、ひいては、その列島南部に対する歴史的役割の必然性を明らかにできるのではないかと考えられる。

以上の点に注目しながら、本稿では、鞠智城の「繕治」の目的および、八世紀に見られる変化の要因を検討していく、その上で、律令国家成立期の鞠智城の役割について考察していきたい。

なお、本稿で用いる史料の日付は、日本古典文学大系『日本書紀』（岩波書店、一九六五年）および、新日本古典文学大系『続日本紀』（岩波書店、一九八九年）に従う。

一 七世紀～八世紀初頭における列島南北に対する政策

本章では、鞠智城の「繕治」の目的を考査する前提として、七世紀～八世紀初頭における列島南部に対する政策を、列島北部と比較しながら検討していく。この時期における列島南北に対

する政策は、古代国家が同地域に対して進出していく過程に着目すると、これから述べていくように、齊明期以前の七世紀（以下、齊明期以前とよぶ）、天武～持統期、文武～神亀期の大きく三つの時期に区分することができる。そこで、この時期区分に則して検討していきたい。

（一）齊明期以前

本節では、齊明期以前における列島南北に対する政策を検討していきたい。

まず、列島南部に対する政策を検討していきたい。九州南部には、薩摩半島西岸と大隅半島東岸を中心に、古くから高塚古墳が存在していた^(六)。特に肝属平野には、九州でも屈指の規模を誇る前方後円墳である唐仁大塚古墳が築かれている（橋本・藤井二〇〇七）。都出比呂志氏によれば、古墳時代、頂点に立つ中央政権のもとで、権力構造に組み込まれていた地方の有力首長の身分は、墳形と規模との二重の基準で表現されており、中でも規模の大きい前方後円墳の場合、相対的に優位な立場にあつたと考えられている（都出二〇一二）。したがつて、この唐仁大塚古墳の被葬者は、倭王権と深い関わりがあつたと考えられる。また、九州南部に居住するとされていた隼人が行つていた、大王に対する奉仕の具体的な記載が『古事記』や『日本書紀』に残されている^(七)。

これらのことから、少なくとも、九州南部の人々の一部と倭王権の間に、六世紀以前から関係があつたことは確実であろう。

しかしそれにも関わらず、齊明期以前に九州南部に関する記事が出てくることは意外と少ない。『日本書紀』齊明天皇元年（六

第1表 齐明期以前の南島に関する主な事象

年	月	内容
推古天皇24年(616)	3~7月	披玖人、計20人が来朝・帰化する。
推古天皇28年(620)	8月	披玖人2人が伊豆島に流れ来る。
舒明天皇元年(629)	4月	田部連を披玖に遣わす(翌年9月帰還)。
舒明天皇3年(631)	2月	披玖人が帰化する。

※出典は『日本書紀』

第2表 齐明期以前の列島北部に関する主な事象

年	月	内容
舒明天皇9年(637)		蝦夷が叛いたため土毛野形名を將軍として交戦する。
皇極天皇元年(642)	9月	越の蝦夷数千が「内附」する。
	10月	蝦夷を饗応する。 蘇我蝦夷が蝦夷を自邸に招いて饗応する。
大化2年(646)	1月	蝦夷、「親附」する。
大化3年(647)		越国に渟足柵を造営し、柵戸を置く。
大化4年(648)		磐舟柵を造営して蝦夷に備え、越と信濃の人々を柵戸とする。
齊明天皇元年(655)	7月	難波宮で越・陸奥の蝦夷を饗応し、柵養蝦夷と津輕蝦夷に冠位を授ける。
		蝦夷、隼人とともに「内属」し、朝廷に詣で献上する。
齊明天皇4年(658)	4月	阿倍比羅夫が軍船を率いて蝦夷と交戦し、「齶田・渟代二郡」の蝦夷を服属させ、齶田蝦夷恩荷を「渟代・津輕二郡郡領」とする。有間浜で渡鳴蝦夷を饗応する。
	7月	朝貢した蝦夷を饗応し、柵養蝦夷らに位を授け、武器・武具を与える。また、「渟足郡大領」の沙奈具那に蝦夷戸口と虜戸口を検観させる。 越国守阿倍引田比羅夫が肅慎と交戦し、熊2頭と、熊の毛皮70枚を献上する。
齊明天皇5年(659)	3月	飛鳥の甘檣丘の東の川原に須弥山を作り、陸奥と越の蝦夷を饗応する。
		阿倍比羅夫が蝦夷と交戦し、飽田・渟代・津輕・胆振鉏の蝦夷・虜を饗応し禄を賜う。また、後方羊蹄に政所を設置し、「郡領」を置いて帰還する。道奥・越の国司と評の官人に位を授ける。
齊明天皇6年(660)	7月	遣唐使が陸奥の蝦夷の男女2人を同道し、出発する。
	3月	阿倍比羅夫が渡鳴蝦夷の救援要請を受けて肅慎と交戦し、服属させる。
	5月	阿倍比羅夫が蝦夷を献上する。また、石上池のほとりに須弥山を作って肅慎を饗応する。

※出典は『日本書紀』

五五) 是歳条に、「蝦夷・隼人、率レ衆内属。詣レ闕朝獻。」とあり、この一年に蝦夷と隼人の集団が朝廷にやつてきて、服従を誓い、ものを献上したことを示す記事が存在するだけである。この記事の前後に九州南部に対してどのようにことが行われていたかを示す史料がないため、どこまで信憑性があるか疑問を挟む余地もあると思われるが、少なくとも隼人が帰順すべき存在として認識されていたことはわかる。また、帰順を促す政策が行われていた可能性もあるが、具体的にどのようなことが行われていたかは明らかにできない。

一方で南島に関する記事は、六〇〇年代初頭を中心に散見される。第1表からわかるように、この時期には披玖人(八)が来朝・「帰化」した記事(九)や、披玖に対して使節を派遣した記事(一〇)がある。これらの記事から、倭王権が南島に対して興味を持ち、彼らの帰順を受け入れていた様子がうかがえる。しかし、こうした記事は、舒明天皇三年(六三一)二月以降見られなくなる。

このように、列島南部に対する政策は史料に現れることが少なく、具体的に明らかにすることはほとんどできない。それに対して列島北部に対する政策は、第2表からもわかるように六三〇年代後半~六六〇年頃まで、比較的多くの記事がある。この表から、この時期に行っていた政策を大きく四つに分類することができる。

第一に、軍事的進出である。この時期には少なくとも、

六三〇年代後半（二）と六五〇年代後半（六六〇年（二））に交戦したことがある。また、城柵（渟足柵・磐舟柵）を設置し、周辺地域の住民を柵戸として移配することで（三）、北方支配の拠点の整備も行っていた。このように、支配を強化するために強硬的な手段をとっていたことがわかる。

第二に、列島北部に住む人々に対する饗宴である。饗宴は現地で行う場合（四）と都で行う場合（五）があつた。後者の場合、須弥山が作られたことが二例あり（六）、こうした呪術的な空間で行われていたとされている（今泉一九八六）。また、冠位（七）や武器・武具（八）、禄（九）を賜うこともあつた。

第三に、列島北部に住む人々の帰順（「内附」・「親附」・「内属」）（二〇）の受け入れである。具体的にどのような経緯で蝦夷が帰順してきたかは明らかにできないが、少なくとも、倭王権がこうして帰順してきた人々を受け入れようとしていたことは読み取れよう。

第四に、行政区画の設定・行政機関の設置である。この時期には、「郡」（評）・「政所」の設置（二）や、「郡領」の指名（三）が行われていた。また、こうした機関を通じて戸口の把握も行おうとしていたみたいである（二三）。ただし、この時期の行政区画は、その後の律令制下のように領域を「面的」に設定していたわけではなく、あくまで各地の蝦夷集団と政治的関係を結ぶことによって「点的」に設定されるものであつた（熊谷一九八六・二〇〇四）。

このように、列島北部に関する記事からは、倭王権が同地域に対し、積極的に進出しようとする政策的意図がうかがえる。

以上、齊明期以前の列島南北に対する政策を検討してきた。列島南北に居住する人々を帰順すべき存在として見なし、彼らを受け入れていたことは共通している。しかし、倭王権による列島南北に対する進出度合を比べると、列島北部に対する積極性が明らかに際立っている。このように、この時期の列島南北に対する政策は、少なくとも史料による限り、統一性があつたとは言いがたいのである。

（二）天武・持統期

本節では、天武・持統期における列島南北に対する政策を検討していきたい。

前節で述べたように、齊明期以前、特に列島北部に対する政策は、積極的に進出しようとする政策的意図がうかがえた。しかし、その後六六〇年代に入ると、列島北部に対する政策も史料上から姿を消すようになる。おそらく、これは東アジアの国際情勢に伴うものであろう。この時期には、六六〇年に百濟が滅亡し、六六三年に白村江で倭が敗戦した。そのため、その後数年間、倭は国家存亡の危機に見舞われ、その問題に対応することに精一杯で、列島南北に対する政策を行う余裕がなかつたことが推測されよう。

さて、こうした傾向は、天武期中頃まで続くが、第3表にあるように、六七〇年代半ばごろになると列島南北に関する記事が多くなる。そこでまず、この時期の列島南部に対する政策を検討していきたい。この時期に特徴的な政策は、以下の三つである。

一つ目は、都で行われた饗宴・賞賜である。主に飛鳥寺の西にある広場において、隼人や南島人（多禰（島）人・掖玖人・阿麻

第3表 天武～持統期の列島南部に関する主な事象

年	月	内容
天武天皇6年(677)	2月	多禰島人らを飛鳥寺の西の櫻のもとで饗応する。
天武天皇8年(679)	11月	大乙下倭馬飼部造連を大使、小乙下上村主光欠を小使として多禰島に派遣する。
天武天皇10年(681)	8月	遣多禰島使人ら、多禰國図を持ち帰り、その様子を伝える。
	9月	多禰島人らを飛鳥寺の西の河辺で饗応し、種々樂を演奏する。
天武天皇11年(682)	7月	隼人が方物を貢上する、大隅隼人と阿多隼人が相撲をとる。 多禰人・掖玖人・阿麻彌人に対して禄を賜う。 隼人らを飛鳥寺の西で饗応し、種々樂の演奏、賜祿が行われる。
天武天皇12年(683)	3月	遣多禰使人らが帰還する。
持統天皇元年(687)	5月	天武天皇の殯宮で隼人が誄する(7月に賞賜される)。
持統天皇3年(689)	1月	筑紫大宰粟田真人朝臣ら、隼人174人、布50疋、牛皮6枚、鹿皮50枚を献上する。
持統天皇6年(692)	閏5月	筑紫大宰率河内王に詔して、沙門(僧侶)を大隅・阿多に派遣し、仏教を伝えさせる。
持統天皇9年(695)	3月	務廣式文忌寸博勢・進廣參下譯語諸田らを多禰に、蚕の居所を求めるために派遣する。
	5月	隼人大隅を饗応する、隼人相撲を観る。

※出典は『日本書紀』

第4表 天武～持統期の列島北部に関する主な事象

年	月	内容
天武天皇5年(676)	11月	肅慎が新羅使金清平らに従って来朝する。
天武天皇11年(682)	3月	陸奥国の蝦夷に爵位を授ける。
	4月	越の蝦夷伊高岐那らの申請により、俘人70戸で1郡を置く。
持統天皇2年(688)	11月	天武天皇の殯宮で蝦夷が調を背負って誄する。
	12月	蝦夷の男女を飛鳥寺西の櫻木のもとで饗応し、冠位を授け、物を与える。
持統天皇3年(689)	1月	陸奥国優嶠曇評の城養蝦夷が出来ることを許す。
		越の蝦夷の僧道信に仏像・幡・鉢などを与える。
	7月	陸奥の蝦夷の僧自得に仏像・鐘・香炉・幡などを与える。
		越の蝦夷の八釣魚らに物を与える。
持統天皇8年(694)	1月	肅慎2人に位を授ける。
持統天皇10年(696)	3月	越・渡島蝦夷と肅慎に物を与える。

※出典は『日本書紀』

彌人)に対し、饗宴・賞賜を行ったことがわかる(二四)。この前後の記事から推測すると、これらは主に、彼らが来朝し「方物」を貢上したことや(二五)、天武天皇の殯宮で誄を奏上したこと(二六)に対して行われた。そのうち前者については、以前詳しく述べたことがあり、入朝→「方物」の貢上→相撲(相撲を行う前に饗宴が行われる場合もある)→饗宴→樂の奏上→賜祿、という流れの中で行われていた(菊池二〇一二)。

二つ目は、使節の派遣である。使節は、主に多禰島に派遣され(二七)、「多禰國図」を持ち帰つてその様子を伝えていたことがわかる。また、使節の帰還直後に、都で多禰島人の饗宴が行われていることから(二八)、現地の住民を連れてくることもあつたと考えられる。

三つ目は、仏教政策である。持統期に大隅・阿多へ僧侶を派遣し、仏教を伝えさせるよう、筑紫大宰に對し詔があつたことがわかる(二九)。こうした政策を通じて、列島南部に居住する人々を精神的に同化させようとしていたことがうかがえる。

以上、列島南部に對する政策を見てきたが、この時期は、齊明期以前と比べ、盛んに列島南部と交流していた様子が史料上でもうかがえる。こうしたこと踏まえて、次に列島北部に對する政策と比較したい。ここで重要なのが、列島南北に對する政策が本格的に共通するようになることである。

まず饗宴である。第4表にあるように、蝦夷に對して

も饗宴を行つていた（三〇）。ここで注目すべきなのは、この饗宴

が隼人・南島人に対するものと同じように行われていたことである。前稿で明らかにしたように、蝦夷・隼人・南島人に対する饗宴は、入朝してから同じ流れの中で行われていた。しかも、飛鳥寺西で饗宴を受けたことがある集団は、都貨邏人・（陸奥・越）蝦夷・肅慎・多禰島人・隼人といった、いわゆる「化外民」だけであった。このように、三者は同じように扱われていたということができる（菊池二〇一二）。なお、持統天皇二年（六八八）に行われた蝦夷に対する饗宴（三一）は、時期的に、隼人と同じく天武天皇の殯宮で誄を奏上したこと（三二）に対して行われたと考えられる。だが、こうした誄の奏上は誰もが行つていたわけではない、官人以外で行つた集団は、持統天皇二年に草壁皇子に率いられた「諸蕃」の賓客以外（三三）、他に例を見ない（和田一九八二・一九六九）。そうした中、蝦夷・隼人は誄を奏上したのである。これらのことから、列島南北に居住する人々に対して共通した政策を行おうとしていたことが読み取れる。

次に使節の派遣である。『常陸國風土記』香島郡条には、香島郡輕野里の東にある大海の浜辺に流れ着いた、大船の残骸に関する記載がある。これによれば、「謂、淡海之世、擬レ遣ニ覓国」、令三陸奥國石城船造作「大船」。至ニ于此ニ着レ岸、即破之」とあり、この船が天智期に覓国使を派遣するために作られたものであつたことがわかる。この記事は天智期にあたるため、本稿の時代区分によるとやや時代が早いことになるが、少なくとも、齊明期以後も列島北部に対して使節を派遣していたことは確認できるであろう。したがつて、この政策も列島南部に対するものと共通

していると言えよう。

最後に仏教政策である。列島北部に対しても同じく持統期に仏教政策が行われた。具体的には、陸奥国の蝦夷に対して出家が許可されたこと、陸奥・越蝦夷の僧に対して物を賜つたことが挙げられる（三四）。これらは、九州南部に対して行われた政策と内容が全く同じであるわけではない。しかし、こうした政策を通じて蝦夷の僧を育成し、列島北部に仏教を浸透させようとしていたことは推測可能であろう。その意味で、この政策も九州南部に対するものと共にした内容を持つと考えられる。

このように、全ての政策が同じであつたわけではないが、この時期には齊明期以前と異なり、列島南北に対して、同時期に同一基調にある政策が行われるようになつたことが史料上でも確認できる。また、使節の派遣や仏教政策など、列島南北に対する進出を目指す活動が行われていたこともわかる。ただし、少なくとも史料を見る限り、この時期、武力行使も辞さない強硬的な手段がとられることがなかつたことには注意したい。こうしたあり方がその後どうなつたのか、節を改めて検討したい。

（三）文武・神亀期

本節では、文武・神亀期における列島南北に対する政策を検討していきたい。

前節までに天武期ごろから列島南北に対する政策が本格的に共通するようになつたことを述べてきた。第5・6表からわかるように、その特徴は文武・神亀期においても見られる。

まず、来朝および饗宴である。文武期にはそれ以前と同様に、

第5表 文武～神龜期の列島南部に関する主な事象

年	月	内容
文武天皇2年（698）	4月	務広式文忌寸博士ら8人を南島に遣わして覲国させる。
文武天皇3年（699）	7月	多禰・夜久・奄美・度感らの人、朝宰に従い来て方物を貢上する（翌月伊勢大神宮と諸社に奉る）、授位・賜物あり。
	11月	文忌寸博士・刑部真木ら南島から帰還、位階を進める。
	12月	大宰府に三野・稻積の2城を修繕させる。
文武天皇4年（700）	6月	薩末比壳ら覲国使刑部真木らを脅迫したため、笠志惣領に決罰させる。
大宝2年（702）	2月	歌斐国が梓弓500張を、翌月信濃国が梓弓1020張を献上し、大宰府に備える。
	6～7月	この頃薩摩国成立か？（永山2009説）
	8月	薩摩・多禰が王化に服さず命令に背いたため「征討」し、戸を数え官吏を置く（翌月叙勲あり）。
	10月	「唱更」（辺境の）国司、柵を建て戍を置くことを申請し認められる。
慶雲元年（704）	4月	信濃国が弓1400張を献上し、大宰府に備える。
慶雲4年（707）	7月	大宰府に使を遣わし、南島人に対して位・物を賜う。
和銅2年（709）	10月	薩摩隼人・郡司以下188人が入朝し、翌年の正月儀礼に蝦夷とともに参加する。
和銅3年（710）	1月	日向国が采女を、薩摩国が舍人を貢上する。 日向隼人曾君細麻呂は荒俗を教え諭し、聖化に馴れ服させたため、外從五位下を授ける。
和銅6年（713）	4月	日向国の肝属・贈斎・大隅・始羅4郡を割いて始めて大隅国を置く。
	7月	隼賊を討った將軍・士卒など戦陣の有功者1280余人に対し、授勲を行う。
和銅7年（714）	3月	隼人が住む地に対して、豊前國の民200戸を移配し、勧導させる。
	4月	多禰島に対し印11団を給う。
	12月	南島の奄美・信覚・球美などから52人が来朝し、翌年の正月儀礼に蝦夷とともに参加する。
靈龜2年（716）	5月	弓5374張を大宰府に備える。
養老3年（719）	1月	大型船2艘・短艇10艘を大宰府に充てる。
養老4年（720）	2月	大宰府、隼人によって大隅國守陽侯史麻呂が殺害されたことを奏上し、翌月から武力衝突が起こる（同5年7月、征隼人副将軍が帰還、斬首・獲虜合わせて1400余人。同6年4月叙勲が行われる）。
	11月	南島人232人に対して、懷柔させるために授位を行う。
養老5年（721）	12月	薩摩国の人のが少ないため、併合が行われる。
神龜4年（727）	11月	南島人132人が来朝し、叙位を行う。

※特に断らない限り出典は『続日本紀』

来朝した蝦夷や南島人から「方物」の貢上があり、それに対して授位・賜物を行っていたが（三五）、こうした儀式は和銅期以降になると、正月儀礼の中に組み込まれ、隼人・南島人が蝦夷とともに儀式に参加するようになった（菊池二〇一二）（三六）。いずれにしても、列島南北に居住する人々を、同じように扱つていたことは読み取れよう。

次に、行政区画の設定・行政機関の設置である。列島南部では、大宝～和銅期に薩摩国と多禰島が（三七）、和銅六年（七一三）に大隅国が設置された（三八）。また、郡の新設も行われていた。平安中期に成立した『倭名類聚抄』によると、大隅国には、多禰島にある郡を除くと菱刈・桑原・贈斎・大隅・始羅・肝属の計六郡があつたとされているが、大隅国が設置された当初は、贈斎・大隅・始羅・肝属四郡だけであつた（三九）。しかし、養老五年（七二二）～天平九年（七三七）の間に成立したときれている「律書残篇」には（坂本一九六四）、大隅国の中郡数が五郡とあり、菱刈郡の成立が天平勝宝七歳（七五五）であることから（四〇）、桑原郡が新設されたことがわかる。なお、こうした行政区画の設定時には、移配が行われることもあつた。この桑原郡にある大分・豊国・仲川・答西郷は、それぞれ大分が豊後国大分郡に、豊国が豊国・豊国造に、仲川が豊前国仲津郡に、答西が多布・塔里にちなむ地名であることから、『続日本紀』和銅七年（七一四）三月壬寅

第6表 文武～神龜期の列島北部に関する主な事象

年	月	内容
文武天皇元年(697)	10月	陸奥の蝦夷が方物を進上する。
	12月	越後の蝦夷に物を与える。
文武天皇2年(698)	6月	越後国の蝦夷が方物を進上する。
	10月	陸奥の蝦夷が方物を進上する。
	12月	越後国に磐舟柵を修理させる。
文武天皇3年(699)	4月	越後の蝦夷106人に爵を授ける。
文武天皇4年(700)	2月	越後・佐渡国に磐舟柵を修理させる。
大宝2年(702)	3月	越中国から4郡を分けて、越後国に属させる。
慶雲2年(705)		陸奥国・越後国の蝦夷が反乱を起こし、救援に赴いた武藏国の軍士を奈良神が守護する(『日本文徳天皇実録』嘉祥3年5月丙申(19日)条)。
和銅元年(708)	9月	越後国に出羽郡を設置する。
和銅2年(709)	3月	陸奥・越後国の蝦夷征討のため兵を徵発し、巨勢麻呂を陸奥鎮東將軍に、佐伯石湯を征越後蝦夷將軍に、紀諸人を同副將軍に任じ、節刀を授ける(8月に帰還、9月に賜祿)。
	7月	諸国の兵器を出羽柵に運ばせる。
		越後・佐渡など4か国の船100艘を征狄所に送らせる。
和銅3年(710)	1月	隼人・蝦夷が朝賀に参列、16日に授位・賜祿あり。
	4月	公民となることを申請した陸奥の蝦夷に、君の姓を賜い、戸籍に編入する。
和銅5年(712)	9月	出羽国を設置する、翌月陸奥国・信濃・越後の最上・置賜郡を編入する。
和銅6年(713)	12月	陸奥国に丹取郡を設置する。
和銅7年(714)	2月	出羽国に養蚕を行わせる。
	10月	尾張・上野・信濃・越後の人々200戸を、出羽柵戸として移住させる。
靈亀元年(715)	1月	蝦夷・南島人が朝賀に参列、15日に授位あり。
	5月	相模・上総・常陸・上野・武藏・下野6国の富民1000戸を、陸奥国に移住させる。
	10月	陸奥国の香河・閉村の地に郡を設置し、居住する蝦夷を戸籍に編入する。
靈亀2年(716)	9月	陸奥国の置賜・最上郡を出羽国に編入し、信濃・上野・越前・越後4か国の人々各100戸を出羽国に移住させる。
養老元年(717)	2月	信濃・上野・越前・越後4か国の人々各100戸を出羽柵戸として移住させる。
養老2年(718)	5月	陸奥国の石城・標葉・行方・宇太・曰理5郡と常陸国の菊多郡を分けて石城国を、また陸奥国の白河・石背・会津・安積・信夫5郡を分けて石背国を設置する。
	8月	馬1000頭を進上した出羽・渡島の蝦夷に位を授け、祿を賜う(『扶桑略記』)。
養老3年(719)	7月	東海・東山・北陸道などの人々200戸を出羽柵に移住させる。
		按察使を設置する。
	閏7月	石城国に駅家10か所を設置する。
養老4年(720)	1月	渡島津軽津司諸君鞍男らを靺鞨國に派遣し、その風土・習俗を視察させる。
	9月	蝦夷の反乱により按察使上毛野広人が殺される、翌年4月征夷將軍・鎮狄將軍らが帰京、翌々年4月陸奥蝦夷征討の功労者に勲位を授ける。
養老5年(721)	8月	出羽国を陸奥按察使に管掌させる。
	10月	陸奥国柴田郡の2郷を分けて苅田郡を設置する。
養老6年(722)	8月	諸国から1000人を選び、柵戸として陸奥鎮所に移住させる。
養老7年(723)	9月	功績のあった出羽国の蝦夷を賞して爵を授ける。
神亀元年(724)	3月	海道の蝦夷の反乱により陸奥大掾佐伯児屋麻呂が殺される、11月征夷持節大使藤原宇合・鎮狄將軍小野牛養が帰京する、翌年閏1月征夷將軍らに勲位などを授ける。
		この年 大野東人が多賀城を造営する(「多賀城碑」)。
神亀5年(728)	4月	陸奥国に白河團を設置し、丹取團を玉作團に改める。

※特に断らない限り出典は『続日本紀』

(一五日) 条にある移配の命に基づいて設定されたと考えられている(西別府二〇〇三)。同じように、薩摩国高城郡にある合志・飽多・宇土・託萬郷も、それぞれ肥後国の合志・飽田・宇土・託麻郡にちなむ地名と考えられている(井上一九七〇)。

一方列島北部においても、和銅五年(七一二)に出羽国(四二)、養老二年(七一八)に石城・石背国が設置されたほか(四二)、第

6表からわかるように、多数の郡の設置・分離・編入が行われた。そして文武～神亀期の間、東海・東山・北陸道を中心とした諸国から、確認できるだけでも二〇〇戸以上の人々が移配されていった(四三)。このように列島南北において、行政区画の設定・行政機関の設置・移配が同じように行われていたことが読み取れる。以上、引き続きこの時期にも列島南北に対する政策に共通性が見られるなどを確認した。しかし、この時期に特徴的なのが、天武～持統期に見られなかつた武力行使も辞さない強硬的な手段が、支配強化のためにとられるようになつたことである。

列島南部では、文武天皇四年(七〇〇)に、覓国使が薩末比売らに襲われる事件が起つて、それをきっかけとして武力衝突が起つた(四四)。その後大宝二年(七〇二)にも、薩摩・多禰に対し「征討」が行われた(四五)。また和銅六年(七一三)には、隼人を討つた將軍や有功者に対して叙勲が行われており、これ以前に交戦したことがわかる(四六)。さらに養老四年(七二〇)にも、大隅国守が殺害された事件(四七)をきっかけとして、再度武力衝突が起つた。それに対して列島北部でも、少なくとも慶雲二年(七〇五)(四八)、和銅二年(四九)、養老四年(五〇)、神亀

元年(七二四)(五)に交戦したことが第6表からわかる。また、この時期には軍事施設の整備も数多く行われており、九州南部では三野・稻積城の修繕(五二)、柵・戍の設置(五三)が、列島北部においても同様に、磐船柵の修理や多賀城の造営が行われた(五四)。このように、文武期以降、武力行使も辞さない強硬的な政策が行われるようになつておき、政策方針が明らかに転換したことがわかる。

以上、本章では七世紀～八世紀初頭における列島南部に対する政策を、列島北部と比較しながら検討してきたが、次のようにまとめることができよう。すなわち、①少なくとも史料上からは、列島南北に対する政策が当初から統一性があつたわけではなく、天武期ごろから本格的に共通性が見られるようになつたことが読み取れる。②武力行使も辞さない強硬的な政策は、文武期を転換点として列島南北に対して行われるようになつたことがわかる。以上のことを踏まえて、鞠智城の「縛治」の目的について検討していきたい。

二、鞠智城の「縛治」の目的

本章では、前章で検討してきた時代背景を踏まえつつ、鞠智城の「縛治」の目的について検討していきたい。そこでまず、「縛治」が行われた時の記事を確認しておきたい。

史料一

令三 大宰府縛治大野・基肄・鞠智三城。

(『続日本紀』文武天皇二年(六九八)五月甲申(二五日)条)
史料一から、鞠智城が大宰府によって大野・基肄城とともに「縛

治」されたことがわかる。この大野・基肄城は、それぞれ大宰府の北方、南方に位置する古代山城のことと、ともにその防衛の役割を果たした（鏡山一九六八）。

ではなぜ鞠智城は、大野・基肄城とともに大宰府に「繕治」されたのだろうか。まず考えられるのが、これらの城の軍事的機能の相対的低下に伴う修理だったのではないかということである。少なくとも大野・基肄城は、白村江の敗戦後に、唐・新羅の侵攻に備えてつくられた城であつたとされている（五五）（倉住一九七九）。しかし、その後朝鮮半島では、唐の占領軍と新羅の対立が生じ、六七六年、唐が撤退して新羅による半島統一が実現された。こうして唐と対立するようになつた新羅は、以後、日本に遣使してくるようになつた。また六九〇年代に入ると、唐は吐蕃等との関係に忙殺され、半島情勢に関心が薄くなつた。さらに、日本も唐に対し、大宝二年（七〇二）以降、天皇の代替わりごとに遣唐使を派遣するようになつた（坂上二〇一一）。このように、七世纪後半～八世纪初頭ごろには、唐・新羅両国が日本列島に侵攻していくような緊張した情勢が稀薄になり、むしろ比較的良好な関係を両国と結ぶようになつた。そのため七世纪後半になると、これららの城の軍事的重要性が相対的に減少していくと考えられる。したがつて、それに伴い城を維持する恒常的な活動も少なくなり、機能が低下していたことが想像される。

では、同じく文武期に行われた大野・基肄・鞠智城の「繕治」はどういう評価すればよいのだろうか。ここで注意しなければならないのが、大野・基肄城が防衛していた大宰府こそが列島南部に対する強硬的な政策の中心であつたことである。まず、文武天皇四年（七〇〇）に列島南部に対して行われた「決罰」は、筑紫惣領にその命が下つていてことから、大宰府が関わっていたことがわかる（五八）。また、山田英雄氏・松本政春氏によれば、大宝二年（七〇二）（五九）、和銅六年（七一三）（六〇）に起こつた交戦の時にも、大宰府の組織が主体になつていたと考えられている

「繕治」が行われたのである。このように考えると、「繕治」には他に積極的な要因があつたと考えざるを得ない。

ではその積極的要因とは何だつたのであろうか。その点を考える上で重要だと思われるのが、前章で述べてきた時代背景である。すなわち「繕治」が行われた文武期は、列島南北に対する政策が共通する時代であり、かつ強硬的な手段がとられるようになつた転換期にあたる。時期的展開も考慮に入れてもう少し詳細に見ていくたい。列島北部では、文武天皇二年（六九八）と同四年に磐船柵の修理が行われた（五六）。そして大宝期以降、軍事的政策や行政機関の設置・分離・編入が行われていつたことが第6表からわかる。一方列島南部においても、文武天皇三年に三野・稻積城の修繕が行われ（五七）、その後軍事的政策や行政機関の設置等が行われていつたことが第5表から読み取れる。このように、文武期は、列島南北に対する支配強化のために、武力行使も辞さない強硬的な手段をとることが志向され、その準備が進められた時期であつたと理解することができよう。

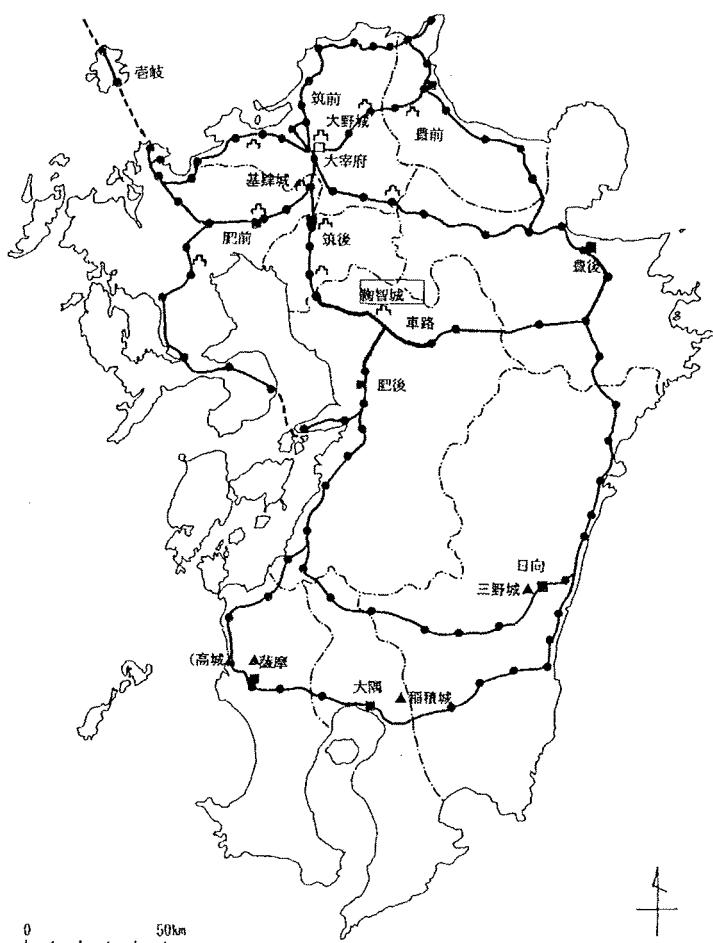
では、同じく文武期に行われた大野・基肄・鞠智城の「繕治」はどういう評価すればよいのだろうか。ここで注意しなければならないのが、大野・基肄城が防衛していた大宰府こそが列島南部に対する強硬的な政策の中心であつたことである。まず、文武天皇四年（七〇〇）に列島南部に対して行われた「決罰」は、筑紫惣領にその命が下つていてことから、大宰府が関わっていたことがわかる（五八）。また、山田英雄氏・松本政春氏によれば、大宝二年（七〇二）（五九）、和銅六年（七一三）（六〇）に起こつた交戦の時にも、大宰府の組織が主体になつていたと考えられている

(山田一九六九、松本一九九八)。すなわち、「繕治」が行われた後、大宰府は列島南部との交戦を主導していたことがわかる。さらに、大宰府には各地から武器が集められていた。第5表からわかるように、大宝二年～靈亀二年(七二六)の間に、あわせて約八〇〇〇張の弓が大宰府に蓄積されていた^(六二)。前述したようにこの時期は、唐・新羅両国から侵攻される危険性が低かった。そのため、こうした軍事力の整備は、列島南部に向けて行われていたと考えるべきであろう。

このように、八世紀初頭、列島南部に対する強硬的な政策が始まる中、大宰府は列島南部に対する兵站地としての役割を強めていた。したがって、この「繕治」とこれまで述べてきた列島南部に対する政策を切り離して考えることはできない。

すなわち、大野・基肄城の「繕治」は、列島南部に対する強硬的な政策に備えて行われたと考えるべきであり、それと同じ日に「繕治」が行われた鞠智城もまた同じ目的で行われたと考えられる。つまり、大野・基肄・鞠智城の「繕治」は、文武期における列島南北に対する武力行使も辞さない強硬的な手段となることが志向される中、とりわけ列島南部に対するその準備として行われたと考えられる。

なお、こうして「繕治」が行われた鞠智城は、その後具体的にどのような機能を果たしたのだろうか。この問題についてはこれまで多くの指摘がある^(六三)。そこで従来の研究に導かれつつ、私見を述べておきたい。



第1図 西海道の駅路と古代山城・城柵

結論的に言えば、「繕治」後の鞠智城は列島南部に対する強硬的な政策を行う際、九州北部の兵士を統括する機能を果たしていると考えられる。第1図にあるように^(六三)、鞠智城は東西に延びる陸上ルートと南北に延びるルートの結節点にあった(鶴嶋二〇一)。さらに陸上交通だけではなく、水量が豊富な菊池川も南方にあり、水上交通も盛んであったことが想像される。ここで注目されるのが、養老期の交戦の時、豊前守宇奴首男人が「將軍」として交戦に参加していたことである^(六四)。このことから考えると、豊前国以外の西海道諸国の国司も交戦に何かしらの形で参加していた可能性が高い。この場合、例えば豊後国から薩摩方面

へ進出する際、大宰府を経由するよりも、豊後から肥後へ向かうルートを進んだ方が、はるかに効率が良い。そうなると、大宰府以南に、列島南部に進行する拠点が必要となる。そのため、南北・東西ルートの結節点にあたるこの場所がその地に選定され、「縉治」が行われたのではないだろうか。このように考えしていくと、鞠智城は九州北部の兵士を招集し、円滑に九州南部へ送り込む機能を果たしていたと考えられる。

以上、本章では鞠智城の「縉治」の目的について検討してきた。筆者がここで強調したいのは、文武期以降における列島南北に対する支配強化政策の一環として「縉治」の意味をとらえるべきだということである。はじめに述べたように、これまでも「縉治」が列島南部に対する支配強化の直前に行われていたことは注目されてきた。しかし単に列島南部に対するのみ支配強化が目指されていただけではない。繰り返すことになるが、列島北部で磐船柵が、列島南部で三野・稻積城が整備され、その後武力衝突が起きていたことからわかるように、文武期は、列島南北に対して強硬的な手段をとることが志向され、その準備が進められた時期にあたる。そしてこうした中、その後の列島南部に対する強硬的な政策の中心にあつた大宰府を防衛する大野・基肄城とともに鞠智城は「縉治」が行われたのである。つまりこの点から、列島南部に対して強硬的な政策を行う準備として鞠智城が「縉治」されたことを必然的に説明できるのである。このように、鞠智城の「縉治」は、列島北部も視野に入れた大局的な視点で見ることによつてはじめて理解ができるのである。

三、列島南部に対する政策と鞠智城の変化

前章までに、文武期以降の列島南北、とりわけ列島南部に対する支配強化政策の一環として、鞠智城の「縉治」が行われていたことを述べてきた。

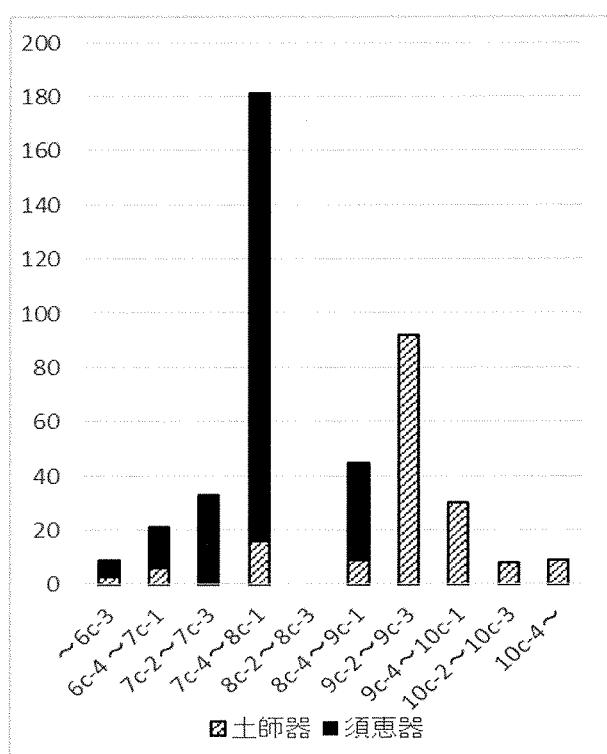
さて、その後の鞠智城には変化が見られるようになる。鞠智城における土器の発掘成果によると、第2図にあるように、八世紀第2～3四半期は土器の出土量が少ない空白期とされている（熊本県教育委員会二〇一二）。一般的に、出土土器の量の多少は、遺跡における人間の活動量に比例するといわれている。現在発掘調査の行われていない場所からこの空白期の土器が出土する可能性も残されているため断言しがたいが、現段階の成果からは、八世紀中頃～後半にかけて、鞠智城において人的活動が低下していたことが推察される。また、土器の量だけでなく、種類にも変化が見られる。七世紀第4四半期～八世紀第1四半期は、須恵器が圧倒的に多く、若干存在する土師器も近畿地方と関係する可能性があるとされている。しかし、空白期を挟んだ八世紀第4四半期には、荒尾窯跡群産の須恵器が供給され、在地的な土師器も認められるようになるなど、様相が異なるようになるとされている（熊本県教育委員会二〇一二）。さらに建物遺構に関しても、鞠智城の建物群の中で一際象徴的な建物である八角形建物跡（三〇三三号建物跡）をはじめとして、八世紀半ば以降、建物の構成に大きな変化が生じたと考えられている（熊本県教育委員会二〇一二、小西二〇一二）（六五）。

以上のように、鞠智城は八世紀半ばを画期として、様々な変化が見られるようになる。このような変化は、列島南部の支配のあり方に関連するのではないだろうか。そこで本章では、天平期以降の列島南部に対する政策を検討していくことで、この問題について考えていきたい。

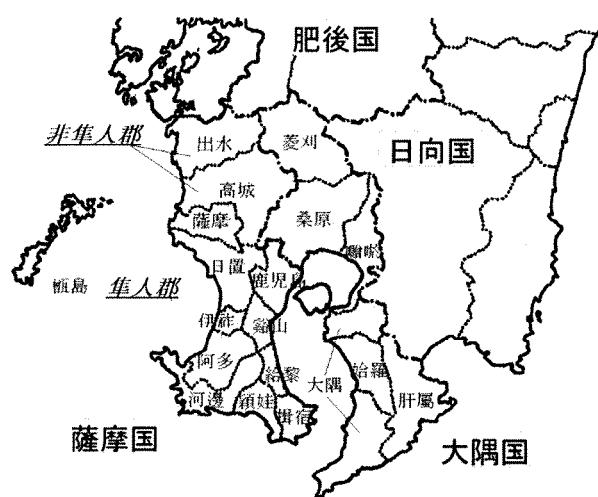
これまでの研究によると、この当時も九州南部には特殊な支配が行われていた地域があったと考えられている。永山修一氏によれば、この時期の九州南部は、律令制度の諸原則の完全適用が留保されており、実態として唐の羈縻州に相似した支配の行われた地域だったとされている。具体的には、第3図にあるように、九州南部に非隼人郡と隼人郡^(六六)があり、律令制度に基づく支配が前者で行われていたのに対し、特殊な支配が後者で行われていたと考

えられている。そしてこのような支配が八世紀の間行われていたが、八世紀後半に律令制全面適用を可能とする前提が整備されていき、延暦一九年（八〇〇）に班田が実施されること^(六七)で、九州南部は律令制の完全適用に至ったとされている（永山二〇〇九）^(六八)。しかしながら、前章で述べてきたように、列島南部に対する強硬的な政策を行なう準備として「繕治」が行われたとするならば、このように九州南部の情勢を理解すると、なぜ鞠智城に変化が生じたのかという疑問がわく。そこでこの点について考えていきたい。

まず確認しておきたいのは、文武・神亀期において、支配強化のために武力行使も辞さない強硬的な手段がとられていたのに對し、その後、列島南部で交戦があつた形跡が見当たらなくなることである。九州南部で



第2図 鞠智城跡出土土器の時期別比較図



第3図 古代九州南部における国郡図

は養老期の交戦^(六九)以後、また南島にいたつては、大宝期の交戦^(七〇)以後、少なくとも史料上で確認することができない。確かに八世紀後半においても日向・大隅・薩摩三国に柵戸が置かれていたことが確認されるため、九州南部における軍事的緊張関係が全く解消されていたわ

けではなかつた（七二）。だが、列島北部で幾度となく交戦状況が記録されているのに対し、列島南部でそうした史料が残されていないのは、大規模な交戦がほとんどなかつたことを示しているのではないだろうか。

この点を考える上で重要なのが、次の史料である。

史料二

大宰府言、大隅・薩摩両国百姓、建レ国以来、未ニ曾班レ田。其所レ有田悉是墾田。相承爲レ佃、不レ願ニ改動。若從ニ班授ニ、恐多ニ喧訴。於是隨レ旧不レ動、各令ニ自佃ニ焉。

（『続日本紀』天平二年（七三〇）三月辛卯（七日）条）

右の史料によれば、班田を無理に実施すると、「大隅・薩摩両国百姓」が不満をいだいて騒動を起こすと考えられるため、その実施をあきらめたこと、さらに、「元の通り彼らが所有する「墾田」を使用して耕作させることを大宰府が上申したことがわかる。ここで注目したいのは、班田を行う意志すら放棄している点である。第一章で述べたように、文武・神亀期は武力行使も辞さない強硬的な態度を貫いてきた。こうして、行政区画の設定や行政機関の設置など、律令制度に基づく支配が前進した。しかし、史料二からはそうした強硬的な態度で接しようとする意志を読み取ることはできない。このように、天平期にいたつて、律令国家は九州南部に対する政策方針を変更したのである（菊池二〇一四）。

そしてさらに重要なのが、こうした方針転換と鞠智城に変化が起こつた時期が符合することである。前章で述べてきたように、鞠智城の「繕治」は、とりわけ列島南部に対する強硬的な政策の準備として行われた。その結果第2図にあるように、この時期、

出土土器の量が最も多くなり、また、城内施設の充実も図られた（熊本県教育委員会二〇一二、小西二〇一二）。これは言い換えると、こうした役割がなくなれば、新たな役割が与えられない限り、このような施設を維持する必要がなくなるということである。そうした中、史料二にあるように、天平期に入り律令国家は武力行使も辞さない強硬的な態度を放棄した。そのため、鞠智城は人の活動の低下や、それまでの建物の構成の変化といった違いが見られるようになつたと考えられる。このように、列島南部に対する国家の方針を見ていくと、鞠智城での様々な変化を矛盾なく説明することができるのである。

以上、本章では天平期以降の列島南部に対する政策を検討していくことで、発掘成果からわかつてきた鞠智城の変化について考察してきた。推測を重ねてきたため、不十分な面もあると思われるが、鞠智城の列島南部に対する役割を検討する際、従来はその開始時期に注目が集まり、その終焉について考えてこなかつた。また、そもそも発掘成果からわかつてきた鞠智城の変化については、なぜこうした変化が起きたのか充分に検討されてこなかつた。そうした点について、列島南部に対する政策の転換という視点を加えることで僅かながらも新たな見解を提示し得たのではないかと思われる。

おわりに

本稿では、律令国家成立期の鞠智城の役割について考察するため、「繕治」の目的および八世紀に見られる変化の要因について検討してきた。本稿で述べてきたことは以下の二つである。

① 鞠智城の「繕治」は、文武期に列島南北に対し強硬的な手段をとることが志向される中、とりわけ列島南部に対するその準備として行われたと考えられる。

② 八世紀半ばに見られる鞠智城での様々な変化は、列島南部に対する強硬的な政策が放棄されることにより起つたと考えられる。

では最後に、本稿で検討してきたことを踏まえて、律令国家成立期における鞠智城の役割について述べて締めたいと思う。

七世紀最末期、律令国家が形成されつつある中、いまだ国家の支配が行き届いていない列島南北に対し、中央政府は支配の強化を目指した。これは、武力行使も辞さない強硬的な態度で臨んだ。こうした中、列島南部に対する支配強化のために白羽の矢が立つた一つが、七世紀後半に築造されていた鞠智城であつた。こうして鞠智城は文武天皇二年（六九八）、大野・基肄城とともに「繕治」が行われ、これ以降、九州北部の兵士を統括するという新たな機能を果たすことになった。

このような強硬的な政策はある程度功を奏し、列島南部において、少なくとも国・郡といった行政区画の設定、行政機関の設置が行われた。またそれに伴い、人身把握や徵税なども行わるようになつたようである（七二）。しかしながら、こうした強硬的な政策によつて、列島南部における動乱を完全に鎮圧させることはできなかつた。史料二からわかるように、班田を実施しようとする「喧訴」が起こつたのである。そのため、政府は列島南部に対する強硬的な政策方針を放棄した。こうした方針の転換は、西海道にある軍事拠点に変化をもたらした。そのため鞠智城では、

その後、人的活動の低下、建物の構成の変化などが見られるようになった。こうして鞠智城は、「繕治」以降担つてきた歴史的役割が変化していくことになったと考えられる。

以上述べたように、律令国家成立期の鞠智城は、列島南部に対する支配強化政策と極めて密接に関わっていたことがわかる。したがつて、この時期における鞠智城は、列島南北に対する支配強化という国家的プロジェクトの中で考える必要があるのである。

注

（一）史料上では、『続日本紀』文武天皇二年（六九八）五月甲申（二五日）

条、『日本文德天皇实錄』天安二年（八五八）閏二月丙辰（二四日）・丁巳（二

五日）条、同年六月己酉（二〇日）条、『日本三代实錄』元慶三年（八七九）

三月一六日丙午条に鞠智（菊池）城の記事が見られる。

（二）鞠智城については、これまで①城域に関する研究、②城の施設と構造に関する研究、③城の役割に関する研究、以上の三つの観点から研究が行われてきたとされている。詳細については熊本県教育委員会二〇一二を参照されたい。

（三）『大漢和辞典』巻八（大修館書店、一九五八年）。

（四）本稿では、九州南部と南島を総称した言葉として列島南部を、東北地方を示す言葉として列島北部を用いる。また、それらを総称した言葉として、列島南北を用いる。なお九州南部とは、薩摩・大隅両国を示す言葉として用いる。

（五）二〇一三年七月二八日に東京国立博物館大講堂で行われた「鞠智城東京シンポジウム」において、「繕治」がどのような理由で行われたか、という問題が取り上げられたが、明確に列島南部の支配・統治のためとはされなかつた。

(六) 薩摩半島西岸沿いには四世紀前半～五世紀代後半以降の古墳が、大隅半島東岸沿いには五世紀前半～五世紀代後半の古墳が、指宿には六世紀代の古墳がそれぞれ見られる（永山一九九九）。

(七) 例えは、大王に近習する隼人刺領巾（曾婆訶理）の記載（『日本書紀』

履中天皇即位前紀、『古事記』下巻）や、大王陵のそばで哀号する隼人の記載

（『日本書紀』清寧天皇元年（一〇月辛丑（九日）条）、大王の殯宮の警備を行う隼人の記載（同敏達天皇一四年八月己亥（一五日）条）などがあげられる。こ

れらの記載から、隼人が大王に対して奉仕を行ったことがわかる。これらをそ

のまま史実として見なすことはできないが、少なくとも『古事記』・『日本書紀』

の編纂開始以前に、隼人がこうした奉仕を担うべき存在として認識されていた

ことは間違いない。また、八世紀以降は大人数で奉仕を行っていたのに対し

（『延喜式』兵部省隼人司条）、『古事記』・『日本書紀』の記載では少人数で行

つていたという違いがある。このことから、『古事記』・『日本書紀』の記載は、

八世紀以降の奉仕内容をそのまま遡及させていたわけではないことがわかる。

そのため、古い時期に行っていた奉仕内容を反映していた可能性もあると考えている。詳細については、他日を期したい。

(八) 記事上では「掖玖」・「夜勾」と表記されることがあるが、本稿では掖玖で統一する。

(九) 『日本書紀』推古天皇二四年（六一六）三月条、同五月条、同七月条、

同二八年八月条。同舒明天皇三年（六三一）二月庚子（一〇日）条。

(一〇) 『日本書紀』舒明天皇元年（六二九）四月辛未（一日）条、同二年九

月是月条。

(一一) 『日本書紀』舒明天皇九年（六三七）是歳条。

(一二) 『日本書紀』齊明天皇四年（六五八）四月条、同是歳条、同五年三月

是月条、同六年三月条。

(一三) 『日本書紀』大化三年（六四七）是歳条、大化四年是歳条。

(一四) 『日本書紀』齐明天皇四年（六五八）四月条、同五年三月是月条。

(一五) 『日本書紀』皇極天皇元年（六四二）一〇月甲午（一二日）条、同丁酉（一五日）条、齐明天皇元年（六五五）七月己卯（二一日）条、同四年七月

甲申（四日）条、同五年二月甲午（一七日）条、同六年五月是月条。

(一六) 『日本書紀』齐明天皇五年（六五九）三月甲午（一七日）条、同六年五月是月条。

(一七) 『日本書紀』齐明天皇元年（六五五）七月己卯（二一日）条。

(一八) 『日本書紀』齐明天皇四年（六五八）七月甲申（四日）条。

(一九) 『日本書紀』齐明天皇五年（六五九）三月是月条。

(二〇) 『日本書紀』皇極天皇元年（六四二）九月癸酉（二一日）条、同大化二年（六四六）正月是月条、同齐明天皇元年（六五五）是歳条。

(二一) 『日本書紀』齐明天皇五年（六五九）三月是月条。

(二二) 『日本書紀』齐明天皇四年（六五八）四月条、同五年三月是月条。

(二三) 『日本書紀』齐明天皇四年（六五八）七月甲申（四日）条。

(二四) 『日本書紀』天武天皇六年（六七八）二月是月条、同一〇年九月庚戌（一四日）条、同二一年七月丙辰（二五日）条、同戊午（二七日）条、持統天

皇元年（六八七）七月辛未（九日）条、同九年五月己未（二三日）条。

(二五) 『日本書紀』天武天皇二年（六八二）七月甲午（三日）条。

(二六) 『日本書紀』持統天皇元年（六八七）五月乙酉（二二日）条。

(二七) 『日本書紀』天武天皇八年（六七八）五月乙酉（二二日）条、同一〇年八月丙戌（二〇日）条、同二一年三月丙午（一九日）条、持統天皇九年（六九五）三月庚午（二三日）条。

(二八) 『日本書紀』天武天皇一〇年（六八一）九月庚戌（一四日）条。

(二九) 『日本書紀』持統天皇六年（六九二）閏五月己酉（一五日）条。

- (三〇) 『日本書紀』持統天皇二年(六八八)一二月丙申(一二日)条。ただし列島北部の場合、天智期後半からすでに饗宴が行われていた『日本書紀』天智天皇七年(六六八)七月条、同一〇年八月壬午(一八日)条。
- (三一) 『日本書紀』持統天皇二年(六八八)一二月丙申(一二日)条。
- (三二) 『日本書紀』持統天皇二年(六八八)一月己未(五日)条。
- (三三) 『日本書紀』持統天皇二年(六八八)一月戊午(四日)条。
- (三四) 『日本書紀』持統天皇三年(六八九)正月丙辰(三日)条、同壬戌(九日)条、同七月壬子(一日)条。
- (三五) 『続日本紀』文武天皇元年(六九七)一〇月壬午(一九日)条、同一月庚辰(一八日)条、同二年六月壬寅(一四日)条、同一〇月己酉(二三日)条、同三年四月己酉(二五日)条、同七月辛未(二九日)条。
- (三六) 『続日本紀』和銅三年(七一〇)正月壬子(一日)条、同丁卯(一六日)条、靈龜元年(七一五)正月甲申(一日)条、同戊戌(一五日)条。
- (三七) 『続日本紀』和銅二年(七〇九)六月癸丑(二九日)条に「薩摩多禰兩國司」とあることから、両国は少なくとも和銅二年までに設置されていたことがわかる。
- (三八) 『続日本紀』和銅六年(七一二)四月乙未(三日)条。
- (三九) 『続日本紀』和銅六年(七一三)四月乙未(三日)条。
- (四〇) 『続日本紀』天平勝宝七歳(七五五)五月丁丑(一九日)条。
- (四一) 『続日本紀』和銅五年(七一二)九月己丑(二三日)条。
- (四二) 『続日本紀』養老二年(七一八)五月乙未(二日)条。
- (四三) 『続日本紀』和銅七年(七一四)一〇月丙辰(二日)条、同靈龜元年(七一五)五月庚戌(三〇日)条、同二年九月乙未(二三日)条、同養老元年(七一七)二月丁酉(二六日)条、同三年七月丙申(九日)条、同六年八月丁卯(二九日)条。
- (四五) 『続日本紀』文武天皇四年(七〇〇)六月庚辰(三日)条。
- (四六) 『続日本紀』大宝二年(七〇二)八月丙申(一日)条。
- (四七) 『続日本紀』和銅六年(七一三)七月丙寅(五日)条。
- (四八) 『文德天皇実録』嘉祥三年(八五〇)五月丙申(一九日)条。
- (四九) 『続日本紀』和銅二年(七〇九)三月壬戌(六日)条、同八月戊申(二五日)条。
- (五〇) 『続日本紀』養老四年(七二〇)九月丁丑(二八日)条、同五年四月乙酉(九日)条。
- (五一) 『続日本紀』神龜元年(七二四)三月甲申(二五日)条、同一月乙酉(二九日)条。
- (五二) 『続日本紀』文武天皇三年(六九九)一二月甲申(四日)条。なお、ここに登場する三野・稻積城は、その比定地に関して、古くから北九州説と南九州説がある。前者は、三野城を筑前国那珂郡海部郷にあつた美野駅周辺に求め、稻積城を筑前国志麻郷の稻留あるいは志摩町にある標高二四四メートルの火山に比定するものである(吉田東伍『大日本地名辞書』、新日本古典文学大系『続日本紀』一巻(岩波書店、一九八九年))。後者は三野城を日向国児湯郡三納郷に、稻積城を後の大隅国桑原郡稻積郷に求める(井上一九七四)。しかし、北九州説については、当時の大陸情勢を考えると、なぜこの時期にこのような場所にある城を修繕したかが理解できない(永山一九九八)。そのため南九州説をとりたい。
- (五三) 『続日本紀』大宝二年(七〇二)一〇月丁酉(三日)条。
- (五四) 『続日本紀』文武天皇二年(六九八)一二月丁未(二一日)条、同四年二月己亥(一九日)条、「多賀城碑」。
- (五五) 『日本書紀』天智天皇四年(六六五)八月条。

(五六) 『続日本紀』文武天皇二年（六九八）一二月丁未（二二日）条、
同四年二月己亥（一九日）条。

(五七) 『続日本紀』文武天皇三年（六九九）一二月甲申（四日）条。

(五八) 『続日本紀』文武天皇四年（七〇〇）六月庚辰（三日）条。

(五九) 『続日本紀』大宝二年（七〇二）八月丙申（一日）条。

(六〇) 『続日本紀』和銅六年（七一三）七月丙寅（五日）条。

(六一) 『続日本紀』大宝二年（七〇二）二月己未（二二日）条、同三月
甲午（二七日）条、慶雲元年（七〇四）四月庚午（一五日）条、靈龜二年
(七一六) 五月癸卯（二八日）条。

(六二) 厳密に区分されているわけではないが、従来の研究を大きくわけ
ると、①城の軍事的機能のうち防御的側面を重視するもの、②同じく軍事
的機能のうち攻撃的側面を重視するもの、③城の官衙的側面を重視し、列
島南部の統治に関わる大宰府の出先的な機能を果たしていたとするもの、
④城の迎接的側面を重視し、防衛施設を通じて朝廷の文武の威を示す機能
を果たしていたとするもの、以上のように整理することができる（熊本県
教育委員会二〇一三・二〇一二・二〇一〇、鶴嶋二〇一一、甲元二〇〇六、
西住一九九九、小田一九九三、坂本一九三七）。

しかしながら、こうした多様な機能があつたとする理解は誤りではない
が、どの時期に、どのような機能が一義的であつたかを明らかにしなけれ
ば、鞠智城の解明にはつながらないのではないか。そのように考え
ると、このうち①と④については、そうした機能があつたことは否めない
としても、それが一義的であつたかというと疑問が残る。まず①について
は、まず大宰府から距離が離れすぎているという問題がある。直線距離で
あってもおよそ六〇kmもあり、なぜこの場所でなければならなかつたかが
理解しにくい。とりわけ、有明海からの侵入から大宰府を防衛するとい

ことは古くから指摘されている（坂本一九三七）が、鞠智城から有明海を
一望することはできない。そのため、大宰府の防衛施設という機能が一義
的であったとは考えにくい。

また④についても、こうした機能は基本的に大宰府 자체が担つていたは
ずであり、鞠智城の立地を考えた上でも、なぜこの場所でなければならな
かつたのか、積極的意味を問い合わせにくい。さらに、「繕治」が行われる以前
からすでに隼人や南島人は上京しており、この時期に「繕治」が行われた
要因も整合的に説明できないのではないだろうか。

さらに②についても部分的に問題がある。鞠智城の立地を考えると距離
的な問題から列島南部に対する支配強化のための最前線だつたとは理解し
にくい。おそらく最前線としての役目は、三野・稻積城が担つていたこと
が推測される。以上のように考えた上で、私見を述べていきたい。

(六三) 鶴嶋二〇一一の図二を一部改変したものである。変更した点は次
の二点である。一点目は、本論の主旨に合わせて、鞠智城周辺の駅路を、
律令国家初期段階のものに示し直したことである。鶴嶋二〇一一によると、
『延喜式』に記載される駅名による延喜式駅路は、国府移転や対外関係の
安定化によって鞠智城の存在意義が薄らいだ九世紀中頃成立した駅路であ
り、それまでは車路本路および車路支路が律令国家初期段階に成立した駅
路であったと考えられている。この鶴嶋論文の図二では、大水・蚕養駅間
について、延喜式駅路本路を実線で示していたが、本稿では、車路本路に
改変した。同じように、高原・二重駅間について、延喜式駅路豊肥支路を
実線で示していたが、車路支路に改変した。

二点目は、豊後国にあつた丹生駅の場所を変更したことである。丹生駅
については、これまで、臼杵地方にあると考えられてきた。しかし『大分
市史』では、臼杵地方にあつたとすると、駅間距離にアンバランスが生じ

ることや間隔が長すぎることになるため問題があるとし、丹生駅を松岡の小字「丹生」、「丹生前」、「永倉」及び通称「馬場」、「丹生津留」などが残る上松岡地区に比定した（西別府一九八七）。本稿では、後者の説のほうが、論理的に妥当性があると判断し、鶴嶋二〇一一図二の丹生駅にある場所を変更した。

(六四)『政事要略』卷二三所収「旧記」。『宇佐八幡宮託宣集』にも「豊前国正六位上宇努首男人」が「將軍」としてみえる。ただし、松本政春氏が述べるように、これらの内容は検討する必要があるが、国司が出兵したことにはありえたと考えたい（松本一九九八）。

(六五)ただし、こうした研究を全面的に受け容れているわけではない。

そもそも、熊本県教育委員会二〇一二と小西二〇一二で示されている理解は、大まかに見れば共通している点もあるが、建物遺構の変遷図を詳細に見ていくと、推定されている時期が相違している遺構が多い。したがって、いまだ検討すべき余地は残されていると考えられ、今後建物の構成について再検討することが求められていると思われる。

(六六)隼人郡は、「薩摩国正税帳」の中で「隼人十一郡」として登場する言葉で、薩摩国では、非隼人郡である出水・高城郡を除いた一一郡のことを目指す。

(六七)『類聚国史』一五九 口分田 延暦一九年（八〇〇）一二月辛未

(七日)条。

(六八)ただし、筆者は從来の説を全面的に容認しているわけではない。

この問題に関しては、菊池二〇一四で論じる予定である。

(六九)『続日本紀』大宝二年（七〇二）八月丙申（一日）条。

(七〇)『続日本紀』養老四年（七二〇）二月壬子（二九日）条。

(七一)『続日本紀』天平神護二年（七六六）六月丁亥（三日）条。

(七二)『続日本紀』大宝二年（七〇二）八月丙申（一日）条によると、「校

戸」とあり、造籍作業に取りかかっていたことがわかる。また、同養老七年

(七三)四月壬寅（八日）条には、日向・大隅・薩摩三国の兵士に対して復三年を賜った記事がある。復とは、調・庸・雜徭などの課役を免除することである。このことから、すでにこの時期には九州南部においても通常、課役を負担させていたことがわかる。以上の点について詳細は、菊池二〇一四を参照されたい。

参考文献

- 石母田正 一九八九 『石母田正著作集 第四巻 古代国家論』（岩波書店）
板楠和子 二〇一二 「肥後國」と「鞠智城」（熊本県教育委員会二〇一二所収）
井上辰雄 一九七四 『隼人と大和政権』（学生社）
井上辰雄 一九七〇 『火の国』（学生社）
今泉隆雄 一九八六 「蝦夷の朝貢と饗給」（高橋富雄編『東北古代史の研究』（吉川弘文館））
岡田茂弘 二〇一〇 「古代山城としての鞠智城」（熊本県教育委員会二〇一〇所収）
小田富士雄 一九九三 「熊本県・鞠智城跡をめぐる諸問題」（潮見浩先生退官記念事業会『考古論集－潮見浩先生退官記念論文集－』）
鏡山猛 一九六八 『大宰府都城の研究』（風間書房）
菊池達也 二〇一四 「律令国家の九州南部支配」（『九州史学』第一六八号予定）
菊池達也 二〇一二 「隼人の「朝貢」」（『史学研究』第二七六号）

- 熊谷公男 一九八六 「阿倍比羅夫北征記事の基礎的考察」（高橋富雄編『東北古代史の研究』（吉川弘文館））
- 熊谷公男 二〇〇四 『蝦夷の地と古代国家』（山川出版社）
- 熊田亮介 一九九四 「古代國家と蝦夷・隼人」（『岩波講座 日本通史』第四卷（岩波書店））
- 熊本県教育委員会 二〇一三 平成二十四年度鞠智城跡「特別研究」論文集『鞠智城と古代社会』第一号
- 熊本県教育委員会 二〇一二 熊本県文化財調査報告第二七六集『鞠智城II—鞠智城跡第八（三二次調査報告）』
- 熊本県教育委員会 二〇一〇 『古代山城 鞠智城を考える』（二〇〇九年 東京シンポジウムの記録）（山川出版社）
- 倉住靖彦 一九七九 『大宰府』（教育社）
- 甲元眞之 二〇〇六 「鞠智城についての一考察」（『肥後考古』第一四号）
- 小西龍三郎 二〇一二 「建築から見た鞠智城」（熊本県教育委員会二〇一二所収）
- 坂上康俊 二〇一一 『平城京の時代』（岩波書店）
- 坂本太郎 一九六四 「律書残篇の一考察」（同『日本古代史の基礎的研究 下 制度篇』（東京大学出版会））
- 坂本経堯 一九三七 「鞠智城址に擬せられる米原遺跡に就て」（『地歴研究』大会発表号）
- 佐藤信 二〇一〇 「古代史からみた鞠智城」（熊本県教育委員会二〇一〇所収）
- 都出比呂志 二〇一二 『古代国家はいつ成立したか』（岩波書店）
- 鶴嶋俊彦 二〇一一 「古代官道車路と鞠智城」（鈴木靖民・荒井秀規編『古代官道車路と鞠智城』）
- 鶴嶋俊彦 一九九七 「肥後国北部の古代官道」（『古代交通研究』第七号）
- 中村明藏 一九九三 『隼人と律令国家』（名著出版）
- 中村明藏 一九八六 『熊襲・隼人の社会史研究』（名著出版）
- 中村明藏 一九七七 『隼人の研究』（学生社）
- 永山修一 二〇〇九 『隼人と古代日本』（同成社）
- 永山修一 一九九九 「鹿児島の黎明」（原口泉・永山修一・日隈正守・松尾千歳・皆村武一『鹿児島県の歴史』（山川出版社））
- 永山修一 一九九八 「日向国の成立」（『宮崎県史』通史編 古代二 第一章）
- 西岡虎之助・服部之総編 一九五六 『日本歴史地図』（全国教育図書）
- 西住欣一郎 一九九九 「発掘から見た鞠智城跡—最近の調査成果から」（龍田考古会『先史学・考古学論究』III）
- 西別府元日 二〇〇三 「大宝二年「豊前国戸籍」とその歴史的背景」（同『日本古代地域史研究序説』（思文閣出版））
- 西別府元日 一九八七 「駅制と農民」（『大分市史』上、第二章二「古代の交通と高坂・丹生駅」所収）
- 橋本達也・藤井大祐 二〇〇七 「古墳以外の墓制による古墳時代墓制の研究」（鹿児島大学総合研究博物館）
- 濱田耕策 二〇一〇 「朝鮮古代史からみた鞠智城—白村江の敗戦から隼人・南島と新羅海賊の対策へ」（熊本県教育委員会二〇一〇所収）
- 松本政春 一九九八 「征隼人軍の編成と軍團」（『続日本紀研究』第三

- 宮川麻紀 二〇一三 「鞠智城築城の背景—肥君の拠点と交通路の複眼的
検討—」（熊本県教育委員会二〇一三所収）
- 山里純一 二〇一二 『古代の琉球弧と東アジア』（吉川弘文館）
- 山里純一 一九九九 『古代日本と南島の交流』（吉川弘文館）
- 山田英雄 一九六九 「征隼人軍について」（竹内理三博士還暦記念会編
『律令国家と貴族社会』（吉川弘文館））
- 和田萃 一九八二 「飛鳥・奈良時代の喪葬儀礼」（井上光貞・西嶋定生・
甘粕健・武田幸男編『東アジアにおける儀礼と国家』（学生社））
- 和田萃 一九六九 「殯の基礎的考察」（『史林』第五二卷第五号）
- 渡辺晃宏 二〇〇一 『平城京と木簡の世紀』（講談社）

挿図出典

- 第1図 鶴嶋俊彦二〇一一より引用・一部改変
- 第2図 熊本県教育委員会二〇一二より作成
- 第3図 西岡虎之助・服部之総編一九五六より作成